

# 伺・起案書

決裁		年	月	日	施行			年	月	日	日医発第		号(介)		
会 長	副会長	常 任 理 事						局 長	総務課長	起 案					
										令和 年 月 日					
									介護保険 課 長						
										発 送					
									起案	令和 年 月 日 担当印					
指 示															
受信者 受信先 都道府県医師会 担当理事 殿								発 信 日本医師会 感染症危機管理対策室長 釜菴 敏 常任理事 江澤 和彦							
件 名 高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について（改正）															
標記の件につきまして、別紙のとおり送付してよろしいか、お伺いいたします。															

(健Ⅱ543) (介215)  
令和3年3月11日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

日本医師会常任理事  
江 澤 和 彦  
(公 印 省 略)

高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る  
予防接種を行う体制の構築について (改正)

高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築につきましては、本年2月3日付(健Ⅱ462)(介196)文書においてご連絡させていただいたところです。

今般、厚生労働省より、当該体制構築に関する改正通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

概要は下記のとおりです。なお、前回からの変更点は赤字で記載しております。

また、高齢者施設等において活用されることが想定される様式につきましては、日本医師会文書管理システム内の「お知らせ」にデータをアップロードしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 接種対象者

高齢者施設に入所する接種順位が上位に位置づけられる高齢者 (※)

※令和3年度中に65歳以上に達する者

2. 接種場所

○接種場所は、大きく「基本型接種施設」※1及び「サテライト型接種施

設」※2に分けられる。

※1「基本型接種施設」とは、直接ワクチンの配送を受け、接種を実施する施設。

※2「サテライト型接種施設」とは、基本型接種施設の近隣に所在し、当該基本型接種施設から冷蔵でワクチンを移送して接種を実施する施設。

○ 高齢者施設については、

- ・基本型接種施設、サテライト型接種施設又は市町村が設置する設置会場での接種に加え、それが困難な場合には、これらの接種施設からの巡回接種により実施することも可能である。
- ・介護保険施設のうち医療の提供を行う施設※においては、市町村と予防接種の実施に係る集合契約を締結した場合は、「サテライト型接種施設」として接種を実施することが可能である。

※介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

### 3. 接種の大まかな流れ

- ・接種予定者に対し、市町村が接種券を発行。
- ・接種予定数を踏まえ、基本型接種施設が当該施設及びサテライト型接種施設での必要量を合計したワクチンの必要量をV-SYSに登録。
- ・国、都道府県及び市町村が連携してワクチン割り当て量を決定。具体的には、①国は各都道府県の割り当て量を調整し、②都道府県は各市町村の割り当て量を調整し、③市町村は各医療機関等の割り当て量を調整。
- ・基本型接種施設はワクチン納入予定数や予定日をV-SYSで確認。必要に応じてサテライト型設置施設に連絡。
- ・基本型接種施設はワクチンを保管。
- ・基本型・サテライト型接種施設は具体的な接種日や時間枠ごとの接種予定者数を決定し、当該施設の接種予定者に伝達（その他、市町村が設置した会場等に係る接種日時・予定者数についてはとりまとめ主体に伝達）。
- ・接種の実施。
- ・基本型・サテライト型接種施設はV-SYSを通じて接種者数等の報告を行うとともに市町村又は国民健康保険連合会に費用請求書を送付。

### 4. 高齢者施設における具体的な作業

①接種に関する意向の市町村への申告等【2月中旬】

- ・高齢者施設の所在地の市町村から接種体制の説明を受けた後、当該施設の入所者の接種方式の検討を行う。

- ・入所者の接種場所の方針を検討し、市町村へ所定の様式を用いて報告する。その際、当該施設で接種を予定している場合は、被接種予定者数も併せて報告する。
- ・サテライト型接種施設となることを希望する場合、「接種を実施可能にするための手続き」を参照し、集合契約に参加する必要がある。なお、サテライト型接種施設は、~~基本型施設1か所につき3か所程度（基本型施設と併せて人口5,000人に1か所程度）を上限として設置されることが想定されているが、高齢者施設入所者等の接種に必要な場合、上記の上限数を超えて、設置できる。~~専任の担当者を配置して管理を厳格に行う場合には、1か所の基本型接種施設に対するサテライト型接種施設の箇所数は、地域の実情に応じて定めることができ、それ以外の場合（医療機関が通常の体制で自ら小分けを行う場合等）は、1か所の基本型接種施設に対するサテライト型接種施設の箇所数は、数カ所までを目安とする。

② 接種を実施可能にするための手続き（サテライト型接種施設となる場合）

- ・サテライト型接種施設については、ワクチン接種契約受付システムを用い、接種の時期までに十分余裕をもって、取りまとめ先に委任状を提出すること。
- ・サテライト型接種施設に対しては、委任状提出時に登録したメールアドレス宛にワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）のIDとパスワードが送付される。V-SYSの初期登録ができないとワクチンの分配が受けられないため、V-SYS稼働後速やかに、V-SYSの初期登録を行うこと。

③ 入所者への説明及び接種予定者の把握【3月上旬】

- ・高齢者施設は、入所者のうち接種を希望した者に対して、接種券の持参、予診票の記入などが必要であることを説明する。また、入所者が希望する医療機関が、接種実施医療機関であるか確認を行い、市町村の予防接種の手順に沿った対応を行う。接種券については、入所者の住民票記載の住所地に届くことが基本となるため、接種までに入所者の手元に準備

する必要がある。原則、住民票所在地の市町村で接種券を用いた接種を行うことが望ましいが、高齢者施設の特徴として、接種場所の例外（住民票所在地以外の場所の接種）を要する入所者が多いと想定されることから、接種券が入所者の手元に届くまでに時間がかかることに留意する。

- ・高齢者施設は、入所者の接種希望や接種場所の確認を記録するための施設全体のリスト（管理簿等）を作成することが望ましい。その際、高齢者施設の従事者についても含めることが望ましい。当該施設内で接種を予定している場合は、必ず接種予定者リストを作成し、接種予定者が予定日時に接種できるようにする（上記のリストと兼ねることも可）。なお、接種予定者の体調に変化があった場合や予診の結果接種が行われなくなった場合はこの限りではない。
- ・当該施設内で接種を予定している高齢者施設は、接種予定者の人数を把握した上で、サテライト型接種施設については基本型接種施設へ申告し、それ以外の施設等については、接種実施医療機関に申告すること。

#### ④ ワクチンの分配、接種対応及び請求事務等

- ・基本型接種施設は自施設でのワクチンの必要量に加え、サテライト型接種施設でワクチンの必要量を把握し、サテライト型接種施設の必要量を含めたワクチンの必要量をV-SYSに登録することになる。また、基本型接種施設へのワクチン配送予定量および予定日が判明したら、サテライト型接種施設に連絡することになる。サテライト型接種施設は、接種日時が判明したら、接種予定者へ連絡すること。その他の施設においては、接種実施医療機関から接種日時の知らせがあったら、接種予定者へ連絡すること。基本型及びサテライト型接種施設におけるワクチンの分配、接種対応及び請求事務等については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（2.0版 令和3年2月24日付け健健発0224第3号厚生労働省健康局健康課長通知）」を参照すること。

#### ⑤ 高齢者施設の従事者※の接種希望者への証明書の発行【従事者への接種開始前後】

- ・高齢者施設の従事者については、優先的な接種の対象であることを証明する書類等を医療機関で提示することが必要である。そのため、高齢者施設は、接種を希望する従事者（以下「接種予定者」という。）に対し、優先接種の対象である高齢者施設に従事していることの「証明書」を接種予定者本人に発行する。万が一、ワクチンの供給量等を踏まえ、高齢者施設の従事者であるか否かに関わらず接種できる時期には、「証明書」の提示は不要である。

※介護医療院、介護老人保健施設の従事者については、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により「医療従事者等」の対象とすることができ、この場合、接種順位が上位であることに留意。

#### ⑥ 高齢者施設の入所者との同時期の接種【3月上旬】

- ・市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えない。
- ・高齢者以外には住民票所在地の市町村から接種券が送付されていないと想定されるため、高齢者施設は、予め高齢者施設が所在する市町村に対し、「医療従事者等優先接種予定者リスト」（医療従事者等と高齢者施設等従事者に共通に用いる様式あり。以下「リスト」という）を提出する。なお、リストを作成するに当たっては、同一の者が複数の高齢者施設においてリストに載らないよう、職員に対し、他の施設において接種を予定していないかを確認すること（特に、医療従事者等の範囲に含まれる場合は注意が必要）。従事者の住民票所在地の住所を十分に確認すること（万が一、誤記載があった場合には、予防接種記録が適切に管理されないほか、接種実施医療機関の請求事務に支障をきたすことになるため注意が必要）に留意すること。
- ・高齢者施設は、接種前日までに、市町村から発行された「接種券付き予診票」を接種予定者へ配布する。なお、接種券付き予診票を用いて接種を受けた従事者については、住民票所在地の市町村から送付される接種券を用いて再度接種することのないよう伝える必要があること。

## 5. 居宅サービス事業所等における具体的な作業

- ① 居宅サービス事業所等の登録及び事業所における対象者※の取り纏め
- ・ 居宅サービス事業所等は、「説明文書」（様式あり）を活用して職員に説明・相談の上、事業所内で、地域において病床がひっ迫する場合に、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する従事者の人数（以下「対応予定人数」という。）を把握する。

※、以下の①から③のすべてに該当する場合、市町村は、③の居宅サービス事業所等の従事者を高齢者施設の従事者の範囲に含むことができる。

### ① 市町村の判断

市町村が、必要に応じて都道府県にも相談した上で、地域の感染状況、医療提供体制の状況等を踏まえ、感染が拡大した場合に、在宅の要介護高齢者や要支援高齢者が自宅療養を余儀なくされ、こうした者に対する介護サービスの継続が必要となることが考えられると判断した場合

### ② 居宅サービス事業所等の意向

居宅サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者及び濃厚接触者（以下「自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等」という。）に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向を市町村に登録した場合

### ③ 居宅サービス事業所等の従事者の意思

②の事業所等の従事者が、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する場合

（対象の居宅サービス等の例）

対象の居宅サービス等には、例えば、以下が含まれる。

- ・ 訪問介護
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 居宅療養管理指導

- ・ 通所介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 療養通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 短期入所療養介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・ 福祉用具貸与
- ・ 居宅介護支援

(注) 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

- ・ 事業所は、市町村介護保険部局に対して、「登録様式」を活用して、法人名、事業所名、所在地、事業所連絡先、管理者氏名及び対応予定人数等を登録する。
- ・ 優先接種の対象であることについては、高齢者施設の従事者と同様、居宅サービス等に従事していることの「証明書」が必要であることから、居宅サービス事業所等は、市町村介護保険部局に登録した対応予定人数の範囲で、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する職員に対して「証明書」を発行し、優先接種の対象とした職員について、名簿等の作成により、対象者の管理を行う。

② 居宅サービス事業所等の従事者は、原則、住民票所在地の市町村の接種体制に応じ、接種実施医療機関で予防接種を受ける。その際、優先接種の対象である居宅サービス事業所等に従事していることの「証明書」を、市町村から発行された接種券とともに持参する。「証明書」は、接種実施医療機関で回収されない。接種後には医療機関から返却をしてもらい、第2回目も同様の書類を提示する。

(居宅サービス事業所等の従事者は、例えば、居宅サービス事業所等が高齢



者施設に併設等されており、当該高齢者施設の入所者及び従事者が接種する際に、併せて居宅サービス事業所等の従事者に接種する体制を整備することが可能である場合など、市町村が当該居宅サービス事業所等について「一定の要件（目安）」を満たすことができるものと判断し、「医療従事者等優先接種予定者リスト」及び「接種券付き予診票」の発行等の対応が可能である場合は、接種順位の特例を適用することができる。）

#### 【添付資料】

- 高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について（改正）  
（令 3.3.3 健健発 0303 第 1 号、老高発 0303 第 1 号、老認発 0303 第 2 号、老老発 0303 第 1 号 厚生労働省健康局健康課長、老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長 通知）